

背景

※循環器病：脳卒中・心臓病その他の循環器病

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（令和元年12月1日施行）

- 都道府県に、循環器病対策推進基本計画を基本とした「循環器病対策推進計画」策定を義務付け
- 「都道府県循環器病対策推進協議会」設置、6年ごとの計画の変更の努力義務
- 医療計画など、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つこと

○循環器病対策推進基本計画（厚生労働省：令和2年10月27日策定）【計画期間：令和2年度～令和4年度（3年間）】

- 全体目標
「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」
に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、
予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進
- 個別施策

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑤ リハビリテーション等の取組
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ⑦ 循環器病の緩和ケア
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

3. 循環器病の研究推進

- 都道府県計画実行期間（第1期）：令和5年度まで
- 都道府県計画に基づく循環器病対策の進捗管理について、PDCAサイクルに基づく改善を図り、施策に反映するよう努める。

計画策定に向けた今後のスケジュール（予定）

- 令和3年3月 東京都循環器病対策推進協議会開催・検討部会設置
- 5月 計画案の確定
- 6月 パブリックコメント
- 7月 東京都循環器病対策推進計画（第1期）策定